

質問者	質問・意見の内容	回答の内容	
1	黄委員	<p>計画地が石狩市の「風力発電ゾーニング計画書」における環境保全エリアを含む区域に設定された背景には、事業性や実務性を重視した判断があるものと考えられる。しかしながら、そのような利点があるとしても、環境保全エリアに立地することの妥当性や、希少種への影響リスクを上回るだけの十分な立地合理性が、現時点で明確に示されているとは言い難い。さらに、地域住民の理解及び合意が十分に得られている状況にあるとは認めがたく、この点からも計画の慎重な再検討が必要である。</p> <p>本件については、自然環境及び生物多様性への影響並びに周辺事業との累積影響の観点から、特に慎重な検討が求められる。対象事業実施区域及びその周辺には自然度の高い植生が存在し、オジロワシやアカモズなど希少鳥類の生息情報も確認されていることから、風力発電機の設置や付帯工事に伴うバードストライク、移動経路の阻害、生息環境の分断・改変等が懸念される。審議会では、本事業の供用後に風車利用範囲外において森林再生を図る旨の説明がなされているが、その再生された森林が新たに鳥類を誘引し、結果としてバードストライクのリスクを高める可能性がないかについても、十分な検討が必要である。厚田・石狩沿岸地域には既設の風力発電所や他の計画案件も存在しており、本事業単独では限定的に見える影響であっても、複数事業が重なることにより、その影響が累積的に拡大するおそれがある。特に、希少種を含む生態系への影響については、より厳格な評価を行うとともに、周辺事業を含めた累積影響の再評価を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて配置及び規模の見直しを含む事業計画全体の再検討を求める。</p>	<p>本事業による動植物への影響につきましては、現地調査に基づき、予測評価を実施しております。</p> <p>植生につきましては、文献上は植生自然度9のカシワ群落(Ⅳ)が対象事業実施区域内で確認されておりましたが、現地調査の結果、植生自然度9のカシワ群落(Ⅳ)ではなく、植生自然度8の代償植生でございました。また、対象事業実施区域内では植生自然度10の自然植生が一部確認されているものの、改変は行わないことから影響は軽微であると予測・評価しております。</p> <p>鳥類に対する影響として、ご懸念の通り、バードストライク、移動経路の阻害、生息環境の分断・改変の影響が想定されていますが、現地調査の結果をもとに実施した予測・評価を踏まえ、環境保全措置の実施により影響は低減できるものと考えております。</p> <p>また、再生された森林が新たに鳥類を誘引し、バードストライクのリスクを高める可能性につきましては、森林再生の詳細な内容の議論の際に、バードストライクのリスクという観点からも、十分に検討いたします。</p> <p>累積影響については、周辺の既設風力発電所が稼働している状況下での調査を実施していることから、周辺の既設風力発電所による影響を踏まえた調査結果が得られており、予測結果を踏まえても、本事業の実施による影響は許容可能な範囲にとどまるものと考えています。審査結果を踏まえ、今後の詳細設計段階において、必要に応じた対応を検討いたします。</p>
2	芥川会長	<p>330ページの表6.2-1(1)「1-(3)」:石狩市では、風力発電ゾーニング計画書を策定～」に対する事業者の見解に「石狩市と協議を行い、その結果を反映した事業計画を検討する」とあるが、具体的にどのような協議をして、どのように反映したのかお聞きしたい。</p>	<p>石狩市からは本事業を検討する上で、ゾーニング計画を参考に事業計画を策定するよう指示をいただいております。風車発電機と住宅等の距離についてはゾーニング計画(800m以上の離隔)に基づき風車配置を検討し、現地での調査に基づき、周辺環境を把握し事業計画を検討いたしました。</p>
3	玉田委員	<p><石狩市風力発電ゾーニング計画書との整合性について></p> <p>本準備書で示されている対象事業実施区域や風力発電機の設置予定範囲の大部分は、石狩市が策定している風力発電ゾーニング計画書(以下、ゾーニング計画)の「環境保全エリア」であり、一部が環境保全の優先順位が高い「調整エリアA」です。なぜ、市が環境保全を優先させるべきだと考えている土地に、わざわざ風力発電機を建設しようと考えているのか、貴社の考えを教えてください。審議会の場でも、同じ質問をしたところ、ゾーニング計画の調査は市全域が対象で、調査精度が粗いから、貴社独自で詳しい調査を実施して、事業地内は、事業地外に比べて、鳥類の多様性が低かったという説明をいただきました。この内容は、準備書にも記述があり、説明の内容は理解しました(これにかかる問題点は別途伺います)。仮に、対象事業実施区域内の多様性が、周辺の外側地域と比べて低かったとしても、市が決めたゾーニング計画の「環境保全エリア」などの区域内で風力発電機の建設を、明確な理由もなく容認しても良いというものではないと、私は考えています。貴社がゾーニング計画を順守しない、その姿勢が理解できません。多様性の多寡の問題は、貴社がゾーニング計画には不備がある。だから貴社が詳しい調査を実施し、多様性が低いから風力発電機を建設しても問題がないということを述べていると受け取れます。貴社のこの論理展開は、ゾーニング計画を否定するところから議論が発しているよううかがえます。</p> <p>ゾーニング計画は、市としての風力発電事業の適地誘導を図るために策定しているものです。しかし、ゾーニング計画と本準備書を見比べた限りでは、貴社が計画している風力発電の本事業は、明らかにゾーニング計画の趣旨に合致しない内容です。ゾーニング計画は、法的拘束力のあるものではありませんが、市が風力発電の乱開発を防ぐために、その方向性と考え方を示したものと、私は考えています。導入可能エリアがなく、環境保全エリアの面積が多い点では、風力発電機を建設しにくい計画であるとは思いますが、これは市が策定したもので、市の意思だと考えられます。私も1委員として、市が策定したゾーニング計画の趣旨に合致しないこの事業を、明確な理由がないまま容認する立場はとれません。貴社がゾーニング計画は順守する必要はないという考えであるならば、ゾーニング計画を遵守してほしいと思う私の見解とは、いつまで議論しても並行線です。</p> <p>東京に本社がある貴社が、わざわざ石狩市で事業展開を考えるならば、まずは地元の地方公共団体が進めている政策に準拠した事業を計画すべきだと考えます。貴社の姿勢は、地元自治体が進めている政策には従う必要がないと考えているようにも受け取れます。ゾーニング計画との整合性について、明確な回答がなければ、1委員として、市に対して、本風力発電事業を容認できないという回答はできません。貴社の考えを教えてください。</p>	<p>石狩市より、風力発電ゾーニング計画は、環境情報を踏まえて「環境保全エリア」「調整エリア」「導入可能エリア」の3区分を設け、事業者が計画する段階での適地誘導と環境影響評価手続の円滑化を目的としており、特に「環境保全エリア」は、風力発電の設置よりも環境保全を優先すべき区域と位置づけられていること。また、ゾーニング計画策定時点で動植物の評価が十分でない場合があることを前提に、個別事業に対する「環境保全の見地からの意見」は、環境影響評価で現況を十分に把握し、影響の回避・低減の可否を確認したうえで慎重に判断する方針と説明を受けております。</p> <p>同市のゾーニング計画は市域における風力発電事業の乱開発を防ぐために適地誘導を図り、再生可能エネルギー施策を通じ、人と暮らし・産業・自然の調和した自律的かつ持続した地域社会の創造を推進するものであり、また、環境配慮事項を事前に事業者へ提供することで、環境保全と風力発電の導入促進を両立し、環境アセスメントの円滑化に資することを目的としたものと理解しております。</p> <p>弊社は、ゾーニング計画を参考に事業地を検討する一方で、本ゾーニング計画策定時点では動植物の不確実性の高い場合がある点を考慮し、専門家へヒアリングを実施致しました。専門家の方より「事業予定地の多様性を評価する際には、別途具体的な調査をしたほうがより詳細に評価できる」とのご意見があり、環境影響評価手続きを進めていくなかで個別事業に対する「環境保全の見地からの意見」をいただき、現況を十分に把握し、影響の回避・低減の可否を確認し、ゾーニング情報をより精緻化することで、環境影響の回避・低減を図り、事業計画の検討を進めていく方針です。</p>

4	玉田委員	<p><対象事業実施区域の内外における鳥類の多様性の比較について></p> <p>76ページの図2.2-20では、左側の「総合」と「森林」で、q=0、q=1、q=2の3つの多様性の指標が対象事業実施区域内で有意に低いことを示しています。67ページの表2.2-22の「鳥類等の主要な生息環境」の「本事業における対応方針」では、「植林及びパイロットファームの跡地が主体となる対象事業実施区域では、周辺環境に比べて鳥類の多様度が低いことが考えられる」とあります。ここで「森林」として比較した対象事業実施区域内外の調査地点の環境(植生)については、本準備書では記載はありませんが、対象事業実施区域内の森林は幼齢な森林で、区域外の森林では壮齢に近い成熟した森林で調査をしたということではないでしょうか。仮に、調査地点をランダムに設定したとしても、対象事業実施区域は、準備書で明示しているとおり「植林及びパイロットファームの跡地が主体となる」地域なので、幼齢な森林が多いはずですが、</p> <p>一般論として、北海道では、草原に比べて森林の方が鳥類の種数が多く、多様性が高い。今回のような調査を実施した場合、森林で多様度が高くなる傾向があります。また、幼齢林と壮齢林の鳥類を比較すれば、幼齢林で種数が少なく、多様性は低くなります。</p> <p>この一般論を加味して今回の図2.2-20を解釈すれば、対象事業実施区域内の「森林」で多様度が低いことは、幼齢林が多いことが背景にある可能性があります。また、本来種数や多様度が高い「森林」で、対象事業実施区域内の多様度が低いことが、「総合」においても多様度が低くなる原因と考えられます。一方で「草原」では、q=0、q=1、q=2の3つの多様度指標で有意な差がありません。</p> <p>これも一般論ですが、北海道の草原は、シマアオジやアカモズだけでなく、ウズラ、オオジシギ、マキノセンニュウ、ホオアカなど、減少が危惧されている種が多く生息しています(本準備書には確認された鳥類の種についての記載はありませんが、ゾーニング計画のCサイトの結果をみると、オオジシギやホオアカが記録されています)。</p> <p>計算上では、「総合」や「森林」で鳥類の多様度が低くなりますが、本事業実施区域が植林及びパイロットファームの跡地が主体の環境であることを考慮すれば、「草原」で有意差が出ていないことが、意味のある結果であると考えられます。本事業が、近年減少が危惧される草原性鳥類の生息地を改変することにつながる可能性があると考えられます。</p> <p>67ページの表2.2-22では、「植林及びパイロットファームの跡地が主体となる対象事業実施区域では、周辺環境に比べて鳥類の多様度が低いことが考えられる」と示されています。しかし、上述のとおり、この対象事業実施区域内は草原環境が重要であると思われ、この点では、当事業予定区域が周辺環境に比べて鳥類の多様度が低いということではないと考えられます。貴社の考え方をお聞かせください。</p>	<p>ご指摘のとおり、対象事業実施区域は主として「二次林、植林地及びパイロットファーム跡地」により構成されており、区域内の森林は、カラマツ、トドマツの新植地など、区域外の森林と比較して若齢林が多い可能性があるものと認識しております。また、草地・森林環境における鳥類多様性の差異や、草地環境に生息する重要種に関する考え方につきましても、貴見解を支持いたします。</p> <p>一方で、石狩市ゾーニング計画における「鳥類等の主要な生息環境」の検討では、多地点で確認された15種を対象とし、そのうち13種以上の生息が想定される環境を「環境保全エリア」に指定しております。また、同計画では、鳥類の重要種については「重要種の生息情報」として別途評価が行われております。これを踏まえ、本準備書においても、鳥類の多様性と重要種を区分して評価しており、石狩市ゾーニング計画の考え方と整合しているものと認識しております。</p> <p>なお、鳥類の重要種のうち草地性鳥類については、草地植生の改変面積は、地形を十分考慮し、可能な限り既存道路等を活用することで、約13.3ha(12.01%)にとどめることとなり、改変後の対象事業実施区域には、約97.0haの草地が残存することから、改変による生息環境の影響は小さいものと予測されており、環境保全措置を適切に講じることにより、影響はさらに低減されるものと予測しております。</p>
5	玉田委員	<p><猛禽類のバードストライクについて></p> <p>1086ページの表10.1.4-81(21-4)で、本事業におけるバードストライクによるオジロワシの衝突確率が示されています。環境省モデルと由井モデルでは、それぞれ予測値が異なりますが、表10.1.4-81(21-4)では、由井モデルで1.2806個体/年と予測されています。由井モデルと環境省モデルは、ともに予測であるので、実際にオジロワシがどの程度衝突するのか、確かなことはわかりませんが、衝突すれば、ほぼ確実にオジロワシは死亡します。本準備書の予測が正しいと仮定すれば、本事業では毎年1羽以上のオジロワシが衝突死することになります。つまり本事業は、毎年1羽以上のオジロワシを衝突死させることを前提に事業を実施するというを示しています。私は、1委員として、本準備書で示されているこの事業計画を、このまま容認する立場はとれません(環境省モデルでも0.5496個体/年と予測されているので、2年に1羽以上のペースでオジロワシが犠牲になると予測されています)。貴社は、毎年1羽以上のオジロワシを衝突死させても、風力発電事業を実施すべきだと考えているのでしょうか。</p> <p>環境省が2026年3月に公開したレッドデータブックでは、国内全体で繁殖するオジロワシの成熟個体数は340羽、越冬数は700-1,100羽と推定されています。この数字を考慮すると、年に1羽あるいは2年に1羽が犠牲になるということは、国内のオジロワシ個体群に与える影響は小さくないと考えられます。風力発電機ごとにみても、No15やNo13(東側の風力発電機)はやや低い値になっていますが、ほかの風力発電機は、由井モデルではすべて0.05個体/年より大きい値として計算されているので、風力発電機の耐用年数が約20年であることを考えれば、風力発電機が稼働している20年の間に、ほぼすべての風力発電機で1羽以上の衝突があるという予測になっています。また、1141ページなどのノスリの予測図をみると、オジロワシとは逆に、東側のNo15やNo13で衝突確率が高いことが示されています。つまり、建設予定の15基のうち、どれかをやめれば問題を回避できるという内容ではありません。</p> <p>1087ページに猛禽類の衝突防止のための、検知システムを導入することが明示されています。しかし、現在の検知システムはまだ開発途上で、検知精度が必ずしも十分ではないと思われ、貴社は、オジロワシが犠牲になっても風力発電事業を実施すべきだと考えているのでしょうか。</p>	<p>ご指摘いただきました通り、算出されましたオジロワシの衝突確率については事業者として軽視すべき内容ではなく、本事業においては、準備書で示した年間予測衝突数を踏まえ、オジロワシを含む猛禽類への影響を可能な限り回避・低減することが重要であると認識しております。そのため、衝突リスクの低減策として、猛禽類の接近を検知し、必要に応じて風車の運転制御を行う検知システムを導入する計画としております。準備書に記載した検知率(81%)は、実装予定の検知システムを用いた現地調査結果に基づき算出した値であり、今後はAIによる学習機能の向上により、さらに高い値が期待されるものと考えております。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり、検知システムは開発・改良途上の技術であり、検知率や運転制御の実効性については不確実性が残るものと認識しております。このため、今後、導入前の性能確認を行うとともに、供用後も検知状況、風車停止措置の実施状況、鳥類の飛翔状況および衝突の有無を継続的に確認し、検知システムの有効性を検証してまいります。その結果、想定した効果が得られない場合や、オジロワシの衝突リスクが十分に低減されていないと判断される場合には、専門家の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を検討・実施してまいります。以上により、オジロワシの衝突リスクを可能な限り回避・低減し、重大な影響が生じないよう努めてまいります。</p>
6	百井副会長	<p><バードストライク問題></p> <p>3月27日の審議会で「弊社がこれからJWA(日本気象協会)さんをお願いしている検知システムの機能が既存のシステムと若干違ってしまっていて、検知する距離とかが大体、気象協会さんは600mくらいから検知できる。それに比べて風車を止めたり、そういったものを稼働調整していくというシステムなので、その辺もまだ今、検知の調査をやっていますので、それも科学的にどういふふうを検証していく。衝突確率や計算も出していますが、あくまでも不確実性が高いので、事後調査に合わせて、それも検知システムをつけて、状況に応じて対応していきたい」というようなお答えがあったが、風車にシステムを設置して対応するというで間違いはないか。あわせて、検知してから鳥が近づくまでにブレードがしっかり止まるのか確認したい。また、運用が12月～5月となっているが、その他の期間は運用しないのか。</p>	<p>検知システムについては、設置いたします。</p> <p>また、検知してから鳥が最短距離で風車発電機に接近したとしても十分に停止が間に合うように検知範囲を設定する予定です。</p> <p>運用期間に関しましては、現地調査の結果、5月～12月の期間に衝突リスクが高くなると想定されましたので、該当期間での運用を想定しております。</p>
7	小笠原委員	<p><シカ、クマの出没について></p> <p>古潭地区はシカが多い地区だと認識しています。山に生息しづらくなったシカが農地に更に侵入しないか心配です。また、クマも同様に増加しないか心配です。</p>	<p>シカやクマは行動範囲が何によって規定されるのか現在のところ定かではございませんが、哺乳類は風車発電機による騒音には一般に慣れることが知られており、また本事業による改変面積が小さい樹林の改変面積は約7.1ha(対象事業実施区域内に占める樹林環境のうち2.14%)にとどまること、現在も林業の利用によって大型車両が頻りに移動していることなどから、風車発電機の設置前後で大幅に環境が変わるとは考えにくく、シカやクマの動態には大きな影響はないものと考えております。</p>

8	芥川会長	331ページの表6.2-1(2)「2-(1)ウ:騒音による生活環境への影響については不確実性があることや～」に対する事業者の見解に「騒音による影響については、科学的な知見に基づき定量的に予測を行ったため、予測結果の不確実性は小さいと考える」とあるが、「不確実性が小さいと考える」とする理由について、詳しい説明をお願いしたい。また、「対策について検討する」とあるが、検討結果についてお示しいただきたい。さらに、施設稼働後の騒音、超低周波音の測定は事後調査で予定されていないが、これが必要とされない理由をお示しいただきたい。	ご指摘の騒音による影響の予測における「不確実性の小ささ」についてですが、本事業では、環境影響評価において一般的に用いられている伝搬予測手法(ISO9613-2)に基づき、風車騒音の伝搬特性、地形条件や距離減衰等を考慮した定量的な予測を実施しています。これらの手法は既往の環境影響評価において広く適用されている事例であり、その妥当性も確認されております。また、予測地点周囲の構造物や樹木の遮蔽は現時点では考慮されておりません。実際は遮蔽物が存在するため、遮蔽物によって風車音が小さくなることが予想され、予測結果を上回ることは小さいと考えます。次に、準備書における具体策としては、周辺住居等との離隔距離を確保することで、予測の結果、指針値等を満足する計画といたしました。また、施設稼働後の騒音及び超低周波音の事後調査については、予測結果が基準等を満足していることから現時点では実施を予定していませんが、稼働後に苦情等が生じた場合には、必要に応じて現地調査等を実施し、適切に対応します。
9	芥川会長	455ページの図10.1.1.1-3(1)~(4)の図(季節別)の見方を教えていただきたい。	ご意見の図10.1.1.1-3(1)~(4)(季節別)については、ハブ高さにおける風速と残留騒音レベル(LA90+2dB)の関係を季節毎に整理したものです。図の横軸は調査期間中のハブ高さにおける風速(m/s)、縦軸は騒音レベル(デシベル)を示しており、図中の黒点は実測データの10分値(LA90+2dB)を示しています。図中の黒実線については、それらのデータから求めた近似式(多項式)を表示しています。その他、緑の縦線は風力発電機カットイン風速(3m)、青の縦線は定格風速(13m)を示しており、風車の運転状態の目安となる風速域を示しています。そして、赤の破線は調査期間中の残留騒音レベル(平均値)を示しています。図(1)~(4)は季節ごとの違いを、上段および下段はそれぞれ昼間・夜間の結果を示し、比較できる構成となっています。本図により、残留騒音の風速に伴う変化や、季節・時間帯による傾向の違いを把握することが可能となります。
10	芥川会長	636ページの濁水到達予測結果で濁水の到達が全沈砂池で無となった予測結果について、詳しく説明していただきたい。	ご指摘の件について、濁水が河川等へ到達しないと予測した主な理由は、排水先の土壤に十分な浸透能があり、かつ河川までの離隔が確保されているためです。周辺河川・水域への濁水流入の有無(=濁水の流下距離)については公的な調査事例は多くありませんが、北海道立林業研究所の「浸透能のはなし」(光珠内季報、平成29年)によると、伐採跡地であっても土壤は90mm/h以上の浸透能を有するとされています。このため、一定程度の降雨であれば林地土壤や草地において表面流を発生させることなく土壤への浸透が可能とされています。また、他県の調査事例(岐阜県森林研究所)においても、降雨時に森林作業道から発生する濁水について、沈砂池を設置した上で林地へ放流した場合、傾斜の条件により浸透までの距離は変化するものの、林地での浸透が可能であり、河川から十分な離隔を確保することで濁水処理が可能であることが確認されています。そこで、本事業計画で設置する沈砂池(37カ所)、及びその放流方向の林地の平均傾斜角から各沈砂池排水口からどのくらいの距離で排水が浸透するかを既往文献を元に計算した結果が、P636の一覧表となります。すべての沈砂池から、河川や道路側溝までの離隔距離と、浸透するまでに必要な距離を比較すると、すべての沈砂池排水が河川など常時水流まで到達する前に土壤浸透が可能と予測しております。なお、具体的な濁水到達距離および排水先河川との位置関係については、準備書本編P637~644の図をご参照ください。
11	小笠原委員	＜古潭川の水量について＞ 事業予定地の下を流れている古潭川は、水田のかんがい用水として現状でも使用中ですが、近年の温暖化の影響もあるのか、夏場の水量が不足しがちな状況です。工事に伴う樹木の伐採で保水力が弱まり、水不足がさらに拡大しないか心配です。	ご指摘の件について、本事業に伴う改変により古潭川の水量が著しく減少する可能性は低いものと考えています。一般的に、河川水量の主な起源は、集水域における地下水が湧出してくるものです。集水域の地下水水量が変化すれば、河川水量は影響を受けます。地下水の変化は、地下水の流出経路の変化や、地下水の入り口を踏み固める(浸透機能の低下)によって起こります。本事業における、風力発電機設置にかかる改変では、トンネル工事のように地下水脈を切るようなことは行わないため、新しい地下水の流出経路が作られるような事態は想定しておりません。更に、工事期間中には一時的に裸地ができ、その場所への降雨が地下浸透せずに表面流になってしまいますが、ヤードの流末に沈砂池を設置して排水口から周辺の林地に土壤浸透させることで地下水量を維持することが可能と考えております。またヤード、作業道造成にあたっては耕作放棄地およびパイロットファーム跡地を活用することにより、工事に伴う樹木の伐採を最小限に抑える計画としております。その他、樹木は自らの生命維持のために根から地下水を吸収する機能があります。大規模伐採に伴い樹木からの蒸散量の減少及び水源涵養機能の低下により地下水収支(保水力)に変化が生じる可能性もありますが、本事業では上記の通り、改変規模を限定していることから、流域全体の水収支に与える影響は小さいものと考えています。
12	玉田委員	＜市民団体からの中止要望について＞ 風力発電等の建設については、地域住民への丁寧な説明と同意が必要だと考えます。本事業については、「石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会」と「風力発電を考える当別町民の会」の連名で石狩市長あてに「風力発電事業の中止を求める要望書」が3月26日に提出されています。要望書では、たとえば、希少猛禽類・渡り鳥へのバードストライクについての懸念などが指摘されています。上述のとおり、オジロワシのバードストライクは本準備書内でも、年間1羽以上の衝突が予測されていて、この点では要望書の懸念事項は妥当であると考えられます。3月28日に本準備書にかかる住民説明会が実施されたと思えます。丁寧な説明があったものとは思いますが、貴社として地域住民の同意が得られたと考えていますか。それとも、まだ同意が得られていないと考えていますか。同意が得られていないとすれば、今後、同意を得るためにどのようなことを講じる予定ですか。同意が得られない場合は、同意のないまま次の段階に進めて、風力発電機を建設するつもりですか。	事業を進めるうえでは、地域住民の方にご理解いただくことが重要であると考えており、先般実施いたしました住民説明会では、参加者の方々の質問にできる限り回答したいと考え、時間を延長し質疑の時間を設けさせていただきました。ご都合があり説明会にご来場いただけなかった方もいらっしゃるかと思いますので、必ずしも住民の皆様の同意を得られたとは考えておりませんが、今後も地域の皆様より意見を頂戴し、必要に応じて説明の場を設ける等、丁寧な説明に努めてまいります。
13	菊地委員	先回の説明を聞いて、おおむね理解し応援します。計画の策定、環境等、問題もクリアしていますが、更に地域の方々の理解、賛同を得てください。	ご意見いただきありがとうございます。今後も地域の方々にご理解、ご賛同いただけるよう、積極的な情報提供や、丁寧な説明に努めてまいります。

14	芥川会長	330ページの表6.2-1(1)「1-(4): 今後の手続きに当たっては、地域住民等から～」に対する事業者の見解に「積極的な情報提供や丁寧な説明に努める」とあるが、具体的にどのようなことを実施したのかお聞きしたい。	当社がこれまで実施してきた主な取組は以下のとおりです。いずれも、地域の皆さまのご理解とご不安の解消を最優先に考え、分かりやすさ・双方向性・記録の公開を重視して進めております。 1) 住民説明会の開催にあたっては、多くの方にご来場いただけるよう、事業実施区域近傍の施設2か所(望来コミュニティセンター、花川北コミュニティセンター)で住民説明会を開催いたしました。ご質問に応じて開催時間を延長し、相互理解に努めております。 2) 環境影響評価図書の縦覧にあたっては、専用ウェブサイトと紙媒体での情報公開期間を延長し、多くの方に内容を見ていただき、ご意見いただけるようにいたしました。
15	菊地委員	洋上風力と陸上風力の効率性に多少の違いがあると思います。洋上風力の方が風を受けるのに安定性が良いのかと思いますが、洋上風力が100%に対し、何%になるのか教えてください。	風力発電の効率性については、立地や風車の機種によって違いが生じるものと認識しておりますが、一般的に洋上風力の稼働率が約40～50%、陸上風力の稼働率が約20～40%といわれておりますので、洋上風力を100%とすると、約67%といえると考えます。
16	菊地委員	風力発電のメリットはクリーンなエネルギー、昼夜問わず稼働できるなど、今後大きく期待されますが、デメリットもあるはずで。風量が強すぎるときは何メートルで停止するのか、実際に設営した後の風の流れが計画通りなのかなど検証し、地域住民にも開示してください。	風車発電機が風速何メートルで停止するのか(カットアウト風速)につきましては、風車によって異なりますが、本事業では準備書に記載しております通り、風速28m/sで停止する風車を想定しております。カットアウト風速は風力発電機が安全にするための最大風速であり、風車の保護と安全性を両立させるためのものになります。
17	芥川会長	建設する変電所の詳細などの記載箇所について教えていただきたい。	変電所の記載については、以下の通りとなります。 改変面積: 25ページ 緑化面積: 35ページ 土地使用面積: 46ページ 変電線設備概要: 55ページ
18	芥川会長	4ページに「石狩湾新港エリア(REゾーン)へ電力の全量を供給する計画」との記載があるが、これに伴う改変はないのかお聞きしたい。	現在の計画では、新港エリアに開閉所を建設する想定をしており、開閉所予定地にて造成工事等の改変を予定しております。